三　(1)　評価員の氏名の変更

変更前	古迫　清之
変更後	—

(2)　変更年月日
平成二十三年九月十一日

○近畿地方整備局告示第二百四十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年九月二十八日　　近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号
近畿地方整備局長　20

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社確認検査機構トラスト

三　(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	吉尾　元治

(2)　変更年月日
平成二十三年九月十五日

○中国地方整備局告示第百六十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年九月二十八日
中国地方整備局長　戸田　和彦

第１　起業者の名称　島根県

第２　事業の種類　一般国道485号改築工事（郡バイパス・島根県隠岐郡隠岐の島町郡一宮ノ前地内から同町郡犬町地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　島根県隠岐郡隠岐の島町郡一宮ノ前、郡君垣、郡山神前、郡宮原及び郡犬町地内

２　使用の部分　島根県隠岐郡隠岐の島町郡君垣、郡山神前及び郡宮原地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、島根県隠岐郡隠岐の島町伊後ホウノ木畑地内から同町小路前田地内までの延長5,720ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道485号改築工事（郡バイパス）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

本件事業は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号）附則第３項の規定に基づく一般国道の改築工事である。

また、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていないこと及び島根県内に存することから、道路法第13条第１項の規定により島根県が管理を行うこととなる。

これらのことなどから、起業者である島根県は、本件事業を施行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道485号（以下「本路線」という。）は、島根県隠岐郡隠岐の島町を起点とし、同郡西ノ島町等を経由して、島根県松江市に至る総延長162.3㎞（海上区間２箇所含む）の幹線道路である。

本路線が通過する隠岐の島町は、島根半島の北東約80㎞の海上に位置し、隠岐諸島の中で最大の島である島後の全域を占めており、県内最大の漁獲量を誇る水産業の盛んな地域であるほか、周辺の海岸全域は、大山隠岐国立公園に指定され、雄大な海洋風景や歴史的な資産など多くの観光資源を有する地域である。

隠岐の島町内における本路線は、町内の中央を南北に縦断しており、地域住民の生活道路としての重要な路線であるとともに、観光及び産業などに大きな役割を担う主要幹線道路として機能している。また、島根県緊急輸送道路ネットワーク計画において第二次緊急輸送道路に位置付けられており、防災上も重要な路線となっている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線の部分（以下「現道」という。）は、ほとんどの区間が車道幅員の狭小な１車線道路であるうえ、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない箇所が多く存在するなど線形も悪く、通行車輌の交互通行が困難な箇所もあるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に支障をきたしている状況にある。

また、隠岐の島町郡地区の現道は、沿線に住宅及び店舗などが連坦し、さらに一部は、小学校及び中学校の通学路に指定されており、通学児童をはじめとする多くの地域住民が歩道のない１車線の道路を通行していることから、極めて危険な状況にある。

本件事業の完成により、線形の良好な２車線の道路が整備され、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与するとともに、歩道の設置により、歩行者の安全な通行が確保されることから、本路線の主要幹線道路としての機能の向上が図られるものと認められる。

なお、本件事業が生活環境に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で環境への影響について検討したところ、自動車の走行に起因する大気汚染、騒音及び振動について、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件区間の周辺の土地において、現地調査や既存文献等を基に行われた起業者の調査によると、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき植物は確認されていないものの、動物について、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているオキサンショウウオ等の生息あるいは、生息の可能性が確認されている。この結果に基づき起業者は、道路計画時において、オキサンショウウオ等へ及ぼす影響を最小限にしたルート選定や主要な生息環境である河川を橋梁構造で通過するなどの保全対策を講ずるとともに、工事施工前及び施工中に確認された場合は、必要に応じて個体の移設や濁水の流入防止等の保全措置を講ずることとしており、本件事業による希少な動植物に与える影響は軽微なものと予測されている。

また、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、起業者は、隠岐の島町教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、線形の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な交通の確保を図ることを主な目的とし、道路構造令による第３種第３級の規格に基づき、２車線の道路を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。